

Title	戦後における地主制の変貌：神奈川県中郡金目村の場合
Sub Title	Progress of the post-war land reform and changes in the position of landowners : the case of Kanamemura, Naka-gun, Kanagawa Prefecture
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.6 (1950. 12) ,p.399(35)- 430(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19501201-0035
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19501201-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

線統一が期待されねばならない。一見するところ論理は循環論の様に思われるが、事實は大工業労働者の強化が中小工業労働者を強化し、中小工業労働者の強化が大工業労働者を強化せしめるといふ螺旋型の発展の法則である。中小工業労働者は、中小工業生産形態の高度化、集團化による中小工業小規模性の缺陷克服にも關心を持たねばならぬ。大工業労働者も関連産業、下請工業の右の問題に關心をもたねばならぬ。既に述べた如く、中小工業主を「上向き」にさせ、労働者と協力せしめる客觀條件は成熟しつつある。中小工業の高度化ということにおいても兩者は協同しうる。このことがまた半封建性を除去し、中小工業を民主化させ、中小工業労働者を更に自覺させ、中小工業主を自覺させる一つの契機でもある。そしてまたこの民主化が中小工業の生産力を高度化せしめる契機でもある。

〔附記〕 本稿は意外に紙数が超過したため、用意した多数の統計表をすべて割愛するの止むなきに至った。特にⅡ「中小工業労働の實態」の章に於いて然りである。更に詳しく中小企業問題に關する統計や資料を求める方には、中小企業廳編「中小企業の問題と問題點」昭和二五年九月日本經濟新聞社發行が便利であり、中小企業危機—特に金詰りの實態については、中小企業廳「中小企業金融實態調査」(昭和二三年一二月末現在調査の結果は昭和二四年三月發行、昭和二四年十一月末現在調査の結果は昭和二五年三月發行)を参照されたい。次に中小工業労働の實態調査並びに資料の貴重なる論集として日本學術振興會・中小産業委員會・山中篤太郎編「中小工業と労働問題」(昭和二五年九月國元書房發行)がある。本書は同委員會に屬する九氏の調査研究論集であり、各々典型的な八業種にわたる中小工業労働の調査分析と、中小工業労働の一般分析、歐米家内労働法の研究を含み、これらを出中委員長が理論的に統一する意圖の下に編集されたものである。本稿は特に(Ⅱ)章においてこの研究に負うところが多い。尚、本稿で部分的にふれた産業構造と中小工業の問題關連については拙著「日本産業構造と中小工業」(昭和二五年十月兵庫縣産業研究所發行)を参照され、ば幸である。

戦後における地主制の變貌

— 神奈川縣中郡金目村の場合 —

島崎 隆 夫

我國農業の矛盾・特質は零細農耕と半封建的土地所有制に集中的に表現される。それは我國農業の近代化にとりて誠に大きな支障であつた。既に早くより農民運動を通じて、あるいは戦時下の農業政策により、この零細農耕と半封建的土地所有制を廢絶——農地改革——の必然性が不可避とされて來たのであつたが、敗戦を機に外部よりの強力なる民主的力の一つの起動的として、遂に農地改革が實施の過程に移されるに至つたのである。

申すまでもなく、半封建的寄生地主的土地所有制の廢絶、および、それを出發點とする廣範なる農業變革は戦後展開をみた日本民主化の基礎的な變革過程であり、必然的な前提なのである。それ故、農地改革の進展、および、その成果如何は農業變革のみならず日本社會民主化の上に極めて重要な意義を占めてゐる。かくて、農地改革過程の分析は重要な、最も究明を必要とする課題となつたのである。

農地改革は各地方の自然的立地諸條件、周邊の都市、大工業および消費地帯との關連、資本の農村支配の在り方等により、いちじるしく地域的差異を生じて行われた。農地改革過程の進展は、應半封建的寄生地主的土地支配關係を廢絶し、高額物納小作料は金納化され、近代的農業への展望が築かれるに至つたのであるが、しかしながら、無條件的に近代的農業への展望をみるとが出來ず、むしろ、この過程において、種々複雑、困難なる諸

問題を生み、地域的變差と相まつて、將來にその解決を残した多くの問題を發生したのである。

本論は主として「神奈川縣中郡金目村」の實態調査を利用しつゝ、農地改革の過程における地主制の變貌を具體的に把握することを、特に農地改革途上における地主の反革的抵抗の諸形態を中心に論じたものである。金目村の農地改革過程において行われた同村廣川、片岡兩部落の農地の交換分合については既に報告せられている。

(森住五郎「神奈川縣金目村に於ける交換分合實態調査」『農業綜合研究三ノ二』)

一 村の構成

(1) 地理的諸條件

(i) 概観

神奈川縣中郡金目村は相模川の右岸地帯、秦野盆地の相模川流域地方への出口、中郡の中央部に位置し、ほゞこの村の中央を西から東に貫流している金目川の沖積地およびこれをさむ五―六十米の丘陵地、すなわち北部は丹澤山塊の裾につながり、南部は洵綾丘陵の一部につながる丘陵から成っている。面積約五〇、八九七平方料、人口四、〇二一(内男一、九九九、女二、〇二二〔昭和二十四年八月一日現在調〕)である。

本村は北金目、南金目、片岡、千須谷、廣川の五字にわかれ、さらに北金目は北久保、中久保、大久保の三部落、南金目は青柳、堀ノ内、坪ノ内、川前の四部落にわかれていて、計十部落から成っている。現在の金目村を構成する舊「北金目」「南金目」の兩村は中郡合併(明治三十九年四月)以前においては「大住郡」に屬し、また舊「片岡」「廣川」「千須谷」の三村は「洵綾郡」に屬していたのであつて、町村制施行に當つて今日の如く「金目村」を形成するに至つたのである。このような村の形成が指示しているように、金目川を中心としてその左岸右岸、すなわち金目川の北部と南部とは多少異質的なもののあるのがみられる。

本村の中心を金目川堤防の一部を通つて東西に縣道「秦野往還」が貫通している。平塚へは三〇分間隔のバスで約二〇分、七料であり、秦野へはバスで約一五分、六・三料である。この縣道とならんで伊勢原へ北上する道路が幹線をなしている。隣村内を通過している小田急はバス程利用されていないようである。

金目川の橋梁は村の略、中央「觀音橋」より東村境まで約一、八〇〇米の距離の間に三あり、西村境へは約二、〇七〇米の間に二があるのみである。西部に橋梁が少ないのは地形、聚落の位置、耕地との關係によるので金目川兩岸地域が相互に關係の少いことを意味している。

本村の氣候は「太平洋岸區溫暖帶東部」にふくまれているのであつて、夏季多雨にして冬季乾燥し、概して溫暖である。本村は海岸地帯より山嶽地帯への漸移地帯としての特質を有している。直接金目村に關する調査資料がえられないので「神奈川縣農業の實態」第一輯(神奈川縣農林部編昭和五年三月十日刊)によれば全年平均氣溫較差は 10.0°C 最高(七月)最低(一月)の氣溫較差は 30.0°C となり、内陸性型を示し、相模灣の影響は沿岸の洵綾丘陵により遮られてゐることを示している。

降水量は全年平均一五〇m―一八〇mで最高(八月)最低(一月)はそれぞれ二〇〇m―二四〇m、五〇m―六〇mである。

初霜は十一月上旬、三日頃にはじまり、晩霜は四月一日頃、おそき時は四月二〇日頃まで(大久保)みることもある。

風は「ならひ風」と稱し、常に吹く北風である。西風の害も多く、そのため家屋は強風を避けるため北西に防風樹を有し、所により(飯島邊)水田中に作物のための防風林を設けているところもある。

(ii) 聚落

本村北西部洪積丘陵と沖積地との接觸線につながらる聚落は北金目の北久保、中久保、大久保の三聚落と南金目の青柳である。北金目聚落は防風樹につままれ、そのため背後の綾丘陵は水田地帯より直接望見しえないという特色がある。農家は畑、竹林、防風樹を隣家との間に介在しつゝ接して建てられている。青柳においては背後の丘陵屹立し、家屋は北方に向うにつれて高位に位置し、丘陵上の寺院は遠望し得る高所に建っている。

片岡、廣川兩部落は南部丘陵下に聚落を形造っており、兩部落の社は後方丘陵上に望見出来、甚だ目立っている。兩部落の東南方は廣く水田が開かれている。

丘陵中の部落である千須谷は東西に細長く谷間にそうて農家がならび、他部落が塊状をなしているのに比し、異つた聚落型をなしている。主として地形的條件によるものである。

堀ノ内の所謂「金目宿」は氾濫の多い金目川の堤防に近く、秦野往還にそうて煙草屋、酒屋、文房具店、下駄屋、雜貨商、その他郵便局、交番および村役場等の家屋が密集している。この商店街は村民の日常生活を満すには事足りるが、やままとまつた買物は平塚、秦野に行く。この金目宿はかつては近村の中心であつたが、バス開通と共に凋落し、平塚、秦野に移行したものゝようである。小學校はこの地區にある。新制中學校「金旭中學校」は隣村旭村と合同で廣川の水田内にあらたに建造された。新制高校は平塚まで行く。全體として本村は平塚、秦野、とくに平塚との結びつきが強く、都會の膨脹にともない平塚の郊外化が一つの方向と考えられている。

(iii) 土地利用—水田と畑

本村は南方丘陵上、主として北側斜面に僅に村野を有し、宅地の周圍に防風林として立木、竹藪を有するのみで、他はよく開拓されている水田と畑地である。

神奈川縣は全體として畑作物の基礎的組合よりみれば「麥蔬菜型」〔社會地理—一號グラフおよび六號〕に屬しており、水田は相模川沖積地、酒匂川、多摩川沖積地に多く發達している。本村の水田畑地の組合せ比率は六對四で水田の比率高く、神奈川縣の平均を越している。堀ノ内(七四對二六)は水田の比率もつとも高く、片岡、廣川、北久保、坪ノ内、中久保、川前はこれにつき、大久保、青柳は田畑の比率ほぼ相等しく、たゞ千須谷のみ四對六で畑地の比率が高い。

地圖に示されている水田の直交式道路は耕地整理が行われていることを表示し、耕地整理事業は南・北金目においては明治三五年に創案され(そのため耕地整理技術はやゝ劣っている)、廣川は大正年間に實施されている。

金目川は急流かつ屈曲折して出水の危険が多いため著しく人工が加えられている。本村の大部分の灌漑水は金目川の一一の堰を以て導入され、北東に向けて流れる用水路による用水が利用されている。それ故濁水の危険は比較的少く水利権の存するのは下流の三堰(廣川、上川原、オカナリ)のみである。然しながら、金目川の上流秦野町を通過する水無川は扇狀地河川に通有する豪雨による著しい増水をもたらし、村内では屈曲する河流が河床と水田面との高度が略々相等しいため、堤防の決壊、溢水の危険があり、古くより治水には意が用いられてきたのであり、いまもなお努力がつけられている。今日のコンクリート堤防は主として大正年間の構築になる。

湧水によつて灌漑されているのは南部丘陵谷間の水田(廣川、南金目、千須谷の各一部)のみであり、他はことごとく

金目川の水による。

水田一毛作および二毛作以上作付反別について「昭和一五年神奈川縣統計書」によれば一毛作田對二毛作田の比率は縣平均では七四對二六、中郡平均では七五對二五である。同年における本村の數字がないため、現在（昭和二十四年度）における數字をみると、總段數は二二八、三町、一毛作田二四三、一町、二毛作田八五、二町であつて、その比率は六二・七對三七・三である。縣、郡平均よりも二毛作化が進んでいる。なお、片岡、廣川兩部落の二毛作田化は本郡としても比較的早期に實施をみたものであるが、現在村内において依然一毛作田がかなり多く存在している。その原因に自然的條件として日照と排水を、すなわち第一に堤防隣の水田においては河床と水田面とが略、等しい高さにあるため毛細管現象により濕田化すること、第二に階段狀水田においては北斜面のため日照をうけない部分が出来るといふこと（たとえば青柳前の邊では北東に田一枚につき十糧づつ下つている）を指摘出来よう。したがつて、一毛作田の分布は谷間の水田地、隣村の防風樹により日照をさまたげられている村の東境にならぶ片岡部落の一部にみられる。また、一因として金目川以北の、片岡以外に屬する土地に二毛作田のすくないのは耕作者の歸屬する部落が異なり耕作者が多くの部落より入作している關係より共同苗代の利用が出来ず、苗代への引水が麥の刈取りを不可能にしていることが考えられる。第二次大戰中に行われた暗渠排水工事は二毛作田を増加せしめた。裏作には主として麥、油菜が耕作されている。

南部の洪積層の丘陵は、侵蝕された複雑な形を取り、比高五一六〇米の丘陵が平地に屹立し、階段狀畑地を形成している。畑一枚一枚の傾斜はほとんどない。之に比して、北西丘陵においては、比高二〇米前後で一部分を除いてはゆるやかな傾斜を以て水田にせまり、一望の畑地を展開している。

畑作物はこの地方一般にみられるように麥と甘藷とを重要作物とし、それに陸稻、馬鈴薯、都市近郊蔬菜地帯の延長として人參、大根、落花生、漬菜、キャベツ、葱、等の蔬菜類がつくられる。果樹は少い。中郡において上位にあると稱せられるこの村の甘藷の品種は主として沖繩、農林一號、太白等である。秦野煙草耕作地帯の外圍として煙草栽培はかつては四十町歩餘行われたが現在は激減している。

本村には草地が無いため酪農成立の餘地はほとんどない。（一時は相當乳牛が導入し主として千須谷へせられた。これに關しては「地理教育」二一の五・六・七高橋氏論文参照。）役牛は各戸平均一頭宛飼育し、水田耕作、丘陵上の畑地への下運搬等に使用され、階段畑の側面あるいは水田畦畔の草はこれらの役牛のために利用される。

林野が乏しいことは燃料の自給をさまたげ、自給可能な農家はわずかに五戸餘、半自給農家は一四、五戸にすぎない。

(2) 社會經濟的構成

(i) 概観

改革前における本村の農家戸數であるが昭和一五年神奈川縣統計書によれば三六五戸である。專業農家は一八七戸で全體の五一・二％、農業を主とする兼業農家は七九戸、二一・六％、農業以外の業を主とする兼業農家九九戸、二七・二％である。專業農家の比は縣（五五・四％）郡（六五・六％）に比して低い。これによると本村では兼業農家が四八・八％の多くを示している。昭和二十四年二月一日調によれば農家と非農家との比は七一對二九であり、金目村各部落の人口構成は非農の多い堀ノ内（四六對五四）、川前（六一對三九）、青柳（七三對二七）より漸次片岡、北久保、

戦後における地主制の變貌

大久保、廣川、中久保、坪ノ内、千須谷の順に農の比が高くなり、千須谷は九四對六の率で三四世帯中二世帯を除いて全部農家である。

自小作別農家戸数は昭和一五年において小作の比は縣(二九・八%)郡(二九・五%)の平均を越し三三・七%であつて、小作農の占める割合が高い。自作の割合は二四・四%で縣(二六・七%)、郡(二四・九%)に比し低く、自小作は四一・九%で縣(四三・五%)、郡(四五・六%)に比し低い。これは純小作農家の比が高い農村であることを物語っている。改革前における自小作別農家戸数をみると、地主自作五〇(一一・四%)、自作五一(一一・五%)、自小作(小自作を含む)一八九(四三・〇%)、小作一五〇(三四・一%)である。

所有規模別農家戸数をみると改革前においては五〇町歩以上の巨大地主は本村になく、一〇町―一五〇町歩の大地主が村中に二名(大久保一、坪ノ内一)居る。五―一〇町歩の地主は村中に二三名、三一五町歩の地主は一名である。土地所有は五反未満の零細所有(一一〇名、全體の三七・八%)、一―三町歩の中小土地所有(九四名、三二・三%)に集中されている。

耕作規模別農家戸数をみると改革前において三町歩以上の巨大經營は本村には一戸もなく、二―三町歩の大經營は全體で九戸(大久保二、青柳一、川前二、片岡五)である。全農家戸数の四三・二%は二―三町歩の中農が占め(一九〇戸)、五反未満の零細經營は全體の三二・三%一四二戸である。

農地について、昭和一五年縣統計書によれば、本村の耕地面積は四三九・八町歩であり(内田二五五・一町、畑一八四・九町)、田畑の比率は五八對四二である。これは縣(三〇對七〇)、郡(三四・六對六五・四)に比し水田の比率の高きことを意味し、本村の四周の旭、土澤、大根、岡崎、金田諸村と共に中郡水田地帯を形成している。

同年における自小作別耕地面積をみると總數四三九・八町の中自作二六四・三町、小作一七五・五町であり、兩者の比は六對四である。水田にあつては、總數二五五・一町(内自作地一五五・六町小作地九九・五町)で、自・小作の比は六一對三九であり、畑地は總數一八四・七町(内自作地一〇八・七町、小作地七六・〇町)で兩者の比は五九對四一である。

土地利用、耕作種別は既に述べた如く二毛作化が早くより發達し、昭和二四年度において水田二二八・三二二町の中二毛作可能面積は八五・二〇〇町で、二毛作比率は三七・三%であつて、米麥主穀農業を主として蔬菜其他の商業的作物が耕作せられている。普通畑は一六七・六一二五町である。本村における間作利用は高度に發達しており間作として、煙草、果樹、蔬菜、飼料、甘藷、陸稻、雜穀、そば、採種、花卉、等が耕作されている。

昭和一五年における本村の農産物總價額は四九〇、六五八圓であり、總價額の五七・三%は米、一七・八%は小麥で米麥の主穀作物が全體の七五・一%を占めている。園藝農産物蔬菜及花卉は一四・一%で、特に人蔘、ごぼう、白菜等の都會地向蔬菜産地として重要性を有している。同年における農家一戸當農産額をみると本村は一、三四四圓で、縣(一、〇四二圓)、郡(一、二二九圓)よりも多額であり、隣村金田(一、五四四圓)、土澤(一、三七二圓)、大根(一、三四八圓)の各村より低額であるが、旭(一、二四七圓)、岡崎(一、二四〇圓)よりも高額である。

(ii) 階層区分

改革前(昭和二年一月七日現在)における農家戸数は四四〇戸である。これを自小作別区分に従つて整理すると地主自作は五〇戸で一・四%、自作は五二戸で一・五%、自小作は九二戸で二〇・九%、小自作は九七戸で二・二%、小作は一五〇戸で三四・一%である。多少とも借入地を有し小作をなしている者の合計は三三九戸で全農

家の七七・一%である。これと對照的な貸付地を有する地主は地主自作および自作(その一部であるが)を合して一〇一戸、二二・九%である。既に本村における小作農の占める比率が縣及び郡の比に比して高い事實は、本村における小作層の發展と、この反面の地主層の存在が明確に物語られている。

以下所有規模別および耕作規模別に階層分解の狀況を検討することにより各部落毎の階層分解の相異と部落の社會經濟的特質を明白にすることが出来る。

A、所有規模別による階層區分

a、地主層

本村には五〇町歩以上の巨大地主はなく、一〇—五〇町歩は大地主は二戸(大久保一、T・Y氏地主)所有地一三・二九町、坪ノ内一、(J・M氏地主)一三・四五町、五—一〇町歩の地主は十三戸、三一五町歩の地主は十一戸である。いまこれを部落別に整理すると右の如くなる。すなわち北久保、中久保、大久保をふくむ「北金目」は三町歩以上の地主九戸を有し、青柳、堀ノ内、坪ノ内、川前をふくむ「南金目」は三町歩以上の地主九戸を有している。

	北久保	中久保	大久保	青柳	堀ノ内	坪ノ内	川前	千須谷	片岡	廣川
一〇町歩以上	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五—一〇町歩	三	二	一	二	〇	〇	二	二	一	〇
三—五町歩	〇	〇	二	一	一	〇	二	〇	四	二
計	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

南・北兩金目には十町歩以上の大地主を二戸ずつ有している。全體としてみれば、南・北兩金目は地主制が強く殘存維持せられて來た地帯を形成していることが知られるのである。これに反して、片岡は五町歩以上の地主一戸、三一五町歩の地主四戸計五戸であるが、中地主は自作的傾向の強い地主であつて、地主的勢力よりもむしろ多分に自作的傾向の強いところとしてみることが出来る。廣川は五町歩以上の地主は部落内に全く存在せず、わずかに三一五町歩の地主二戸を數えるのみであつて、これは片岡および廣川にあつては維新以後比較的早い時期に大地主の消滅している事實によるのである。千須谷は丘陵中の部落にてや、南・北金目の様相を呈し、五—一〇町歩地主二戸を部落内に存している。

右の如く金目村の各部落間に地主制の存在の仕方の上に相異を生むに至つた事情は注意せらるべきである。特に南・北兩金目に比し片岡・廣川は對照的であると思われる。

南・北兩金目は本村に合併せられる以前は大住郡に屬し、兩村には徳川末期より一〇—二〇町歩程度の地主が一二戸存在し、明治變革期およびそれ以後の日本資本主義の發展期において、自己所有の土地を喪失せず(若干の變動はあったが)、地主經營を営みつゝ土地所有を維持して來たのである。これら地主層の中には明治時代に地方政界に勢力を伸張し得た地主も存在し、村政は長く彼等の掌中に握られていたのである。大正—昭和期のはげしい農民運動の昂揚期においてもよく小作人組合と對抗し自己の土地所有を維持して來たのであつて、改革前に至るまで村内政治および經濟の主導權を掌握していた。

これに反して、片岡、廣川、千須谷の各部落は洵綾郡に屬し、片岡、廣川にあつては徳川末期—明治初期に存在していた一〇—二〇町歩の地主三名は日本資本主義の成立期に村外の事業に全財産をかけて参加し、遂に失敗、三名と

もその土地所有を全く喪失するに至つたのである。而して、その土地は村内の一部に買取られたものもあるが、大部分は村外地主に買収せられるところとなつたのであり、かくて成立した一部自作および多数の小作は村外地主にたいし、又土澤村より入作し来る他村の小作人との競争において、益々強い團結と闘争とを進めて行き(廣川の場合)、大正一昭和期における小作争議の主導的地位につき、早くより農民組合の結成をみるにいたつたのである。思想的には啓蒙的なローマ・カソリック、プロテスタント等が明治十年代に紹介され、その後社会民主主義的思想の導入が行われたのであり、これらの思想的背景が一層農民運動の展開を活発化したのである。

片岡においても廣川と同様、村内大地主は次々と土地を喪失し、崩壊して行つたのであるが、この際地主の喪失した土地は多く村内の人々の所有に細分化され中小地主・自作を生むに至つたのであり、自作農的色彩を多分に有している部落となつたのである。思想的背景として明治初期の福住正兄の思想があつた。

以上において南・北金目と片岡、廣川との地主制の在り方について述べたのであるが、地主制の指標としての小作料および小作慣行については、南・北金目は小作料が比較的高く、改革寸前まで一部に舊い小作關係の残存が見られるに反して、廣川、片岡においては早くよりの地主制の崩壊と小作争議の展開とにより小作料は比較的低く、小作慣行も消失している。

b、自作、自作小作、小作層

各部落毎に小作層の農家戸數に對する比をみると南金目の四部落、北金目の三部落は高い比率を示している。片岡、千須谷、および廣川はやゝ低い。南・北兩金目における地主制の存在と相表裏して理解されるべきものである。自作的性格の強い自作と、小作的性格の強い自作とに「自作」を分解して各部落毎に整理してみると、南、北

兩金目においては部落農家にたいする小作的性格の強い自作+小作層の占める割合は片岡、廣川、千須谷に比しはるかに高い率を示している。しかるに、自作的性格の強い自作+小作層の部落農家に對する比率は逆に片岡・廣川・千須谷においてははるかに高く、南北兩金目に低いことがうかがわれるのである。これは南・北兩金目における自作的なもの、未發達、片岡、廣川、千須谷における發達を物語つていゝものであつて、前述の地主制の存否との關係がこゝで讀み取れるのであつて、兩郡における階層區分の性格の相異を明白にすることが出来る。

B、經營規模別による階層區分
經營規模別による階層區分を各部落毎に整理してみると、數字の上からは、南北金目と片岡、廣川、千須谷との差異は明白にすることは出来ないが、概して南金目の諸部落は五反未満の零細農家が多く、北金目も大久保を除いて零細農家の比率が高くなつてゐる。これに反して、片岡、廣川、千須谷にあつては零細農家(五反未満)の占める比率が極めて低い。然るに、一―二町歩の經營をなす中農層の比率は高率を示している。片岡における中農層を範疇別にみると自作10、自作小、小作各8、廣川の一―二町歩層は自作13、以下、北久保、大久保の場合には自作がその中で占める率が高い。この點よりして、北金目の一―二町歩の耕作者は小作的

部落	自作+小		各部落農家ニ	
	自作	小作	自作+小	各部落農家ニ
北金目	10	7.8	3	6.1
中久保	8	3.8	1.6	6.5
大久保	10	3.3	1.8	4.6
青柳	3	3.8	7	7.3
川前	3	3.4	4	7.1
堀ノ内	2	6.9	3	5.0
堀ノ内	3	6.0	3	7.0
堀ノ内	3	5.4	5	7.0
片岡	3	5.1	2	3.3
廣川	3	4.9	2	3.3
千須谷	3	4.9	2	4.4

なものが強く、片岡、廣川の場合には自作的なものが強いことを示している。二町歩以上の大経営は全體で九戸で、その中五戸は片岡（地主自作一、自作小作三、自作小作一）で、自作的傾向が強いのも注意せられるべきである。

以上において本村各部落の階層区分を改革前について検討したのであるが、これにより、南・北兩金目の各部落の一群と片岡、廣川、千須谷の一群との間にならぬいぢむらしい性格の相異が存在していることが理解出来る。次に生産力の點よりしてこの間の事情を検討してみよう。

(iii) 生産力

本村における生産力發達の程度を知るために一應その指標として「反當收量」を利用し、縣、郡、隣村の反當收量

を昭和一五年について整理してみると、本村の水稻の反當收量は梗二・六二九石、糯二・五七八石であつて、縣（梗二・一三九石、糯一・九三九石）、郡（梗二・一三四石、糯二・〇六七石）の平均をはるかに上廻る高い水準を示している。中郡水田地帯の本村周辺の農村の反當收量と比較すれば梗、糯においてははるかに高いのである。水稻の他陸稻、大麥、小麥、裸麥に關しても本

部落	二町三町	一町二町	〇・五〜一町	五反未滿
北金目	元	五・八	八	三・二
北久保	元	三・一	六	三・二
中久保	六	三・一	三	三・一
大久保	八	四・五	七	三・二
青柳	元	三・五	九	三・二
南金目	川前	二	三	六
堀ノ内	二	二	三	六
坪ノ内	三	三	三	六
片岡	五	四七〇	一六七	元
廣川	〇	三	三	四
千須谷	〇	二	二	元

金目村周邊部落の生産力の指標 一反當收量一覽表

種	神奈川縣	中郡	旭村	土澤村	大根村	岡崎村	金田村	金目村
水稻	2,139	3,134	2,150	2,029	2,060	2,124	2,172	2,629
糯	1,939	2,067	2,251	2,083	1,808	2,111	2,099	2,578
陸稻	1,124	1,243	1,827	1,277	1,071	1,305	1,000	1,400
大麥	3,082	3,482	3,250	3,800	3,696	3,421	3,588	3,967
裸麥	2,337	2,821	2,400	3,526	3,000	3,000	—	3,000
小麥	2,006	2,659	2,318	3,624	2,612	2,427	2,246	2,322

金目村各部落別反當收量一覽表

反當收量 (昭和25年度)

	水稻	陸稻	麥			二毛作田比率 (昭和25年度)
			田	畑	平均	
北金目					%	
北久保	2,526	1,178	1,552	1,316	1,468	37.1
中久保	2,546	1,175	1,556	〃	1,494	30.1
大久保	2,544	1,176	1,566	〃	1,505	35.0
南金目						
青柳	2,596	1,176	1,538	〃	1,435	34.7
坪ノ内	2,542	1,130	1,525	〃	1,462	33.8
堀ノ内	2,516	1,149	1,537	〃	1,458	30.7
川前	2,526	1,129	1,496	〃	1,447	36.5
片岡	2,555	1,129	1,522	〃	1,402	46.3
廣川	2,583	1,129	1,495	〃	1,402	45.8
千須谷	2,476	1,156	1,537	〃	1,518	21.2
平均	2,545	1,151	1,533	〃	1,461	37.3

村の反當收量が極めて高く、生産力がすぐれており、發展していることがわかる。

次に本村内各部落毎に生産力發展を反當收量をかりて検討してみると、米作にあつては、廣川（二・五八三石）、片岡（二・五五五石）三石）、青柳（二・五九六石）中久保（二・五四六石）が平均（二・五四五石）を上廻る高い收量をあげている。南・北兩金目の他の部落は共に平均反當收量に達しないのである。産麥にあつては米作の場合とは逆に、南・北

戦後における地主制の變貌

兩金目の各部落が村平均より高く、或はそれに近い反當收量をあげているが、片岡、廣川はいちじるしく反當收量を減じている。

水田の二毛作田化についてみれば、片岡、廣川の兩部落の水田二毛作比率は歴倒的に高くなっている。これは兩部落における自然的諸條件と耕地整理、土地改良事業の發展によるものである。

二 農地改革の過程

(1) 農地委員會

(i) 構成

本村における農地買収—賣渡計畫の樹立および實施機關としての「神奈川縣中郡金目村農地委員會」(所在地、神奈川縣中郡金目村南金目八九五番地)は昭和二十二年一月二十二日に設立された。

地主代表委員三名、自作代表委員二名、小作代表委員五名の合計十名からなる農地委員會の農地委員の選出方法は全村一區の選舉方法によらずして、一種の推薦形式を取つたのである。すなわち「村年寄」(村年寄は本村における有力者が選定され、おおむね前村長あるいは生産組合長級の人物である。主として地主階級の出である)の進言により、各部落(十部落)より一名の農地委員を推薦形式により選出し、形式的な選舉を通して選出する方法である。かゝる方法が本村において取られるに至つた經過は「村年寄」の發言により、各部落毎に部落の事情の明るい者を代表として集合せしめ、そこに農地委員選出の具體的方法が審議されたのであつて、もし全村一區とする選舉方法によれば階層別利益代表は明白に選出せられるが、各部落特有の事情にうとく、場合によつては委員を選出せぬ部落も生じる事もありうる

のは改革實施上に支障をきたすことが多い、という理由により、各部落毎に一名の農地委員を選出する方法を取るに至つたのである。この場合に右の準備會において、各部落の特質を検討し、各部落にそれぞれ選出せらるべき農地委員の階層を割當指定したのである。すなわち、例えば地主的勢力の強い部落には地主代表農地委員の選出を指定したのである。地主代表を選出すべき部落は「川前、北久保、青柳」の三部落、自作代表は「片岡、大久保」の二部落、小作代表は「堀ノ内、坪ノ内、中久保、千須谷、廣川」の五部落である。割當指定をうけた各部落においては部落常會を開き、そこにて農地委員の選定を行い、候補者として全村選舉の形式を取り、かくて、全員無競争にて農地委員十名が選出せられたのである。

かゝる選出方法によれば階層別利益代表という意義を各委員は持ち得ずして、各部落利益代表という意義が各委員に強く附加されるに至つたのである。かくの如き不利益はありうるが、かくて選定せられた農地委員は各部落の事情に精通する人物となり、最も困難を極める部落内部の土地問題を處理する上には適當した人物となりうるという利益があつたが、しかしそこに自ら情實關係と勢力關係とが混入される餘地を残し、若き新人の進出を困難ならしめていゝ。こゝで特に注意しておかねばならないことは、本村の農地委員が必ずしも正しく階層別代表でないということである。すなわち、農地委員の中には、階層別をいつわり、他の階層代表として選出された者が存在していることである。

なお、農地委員會は農地改革實施の具體的事務を處理するために、農地委員の外に各部落毎に二名の「補助員」を自部落内より選定した。この補助員の選定はすべて農地委員に一任せられていたため補助員は農地委員の意圖の下に自由に選定せられる。

農地委員會本部には書記若干名を置き、事務を處理せしめた。

(ii) 農地改革推進委員

本村における農地改革の實施は「農地委員會」が指導したのであるが、各部落の農地買収——賣渡計畫の樹立、交換分合の企圖、を圓滑に實施するために、「補助員」と共に、「農地改革推進委員」を一〇—二〇名を各部落毎に選出した。かくて農地改革の具體的計畫は農地委員一、補助員一—二、農地改革推進委員一〇—二〇の合議の上で作製せられたのである。この協議の結果成立した原案は「部落常會」に提出され、承認をうけた後に、「村農地委員會」に提出。農地委員會において原案を審議、決議せられた後、村農地委員會の名において發表、實施の運びとなつたのである。

かゝる經過を取つて農地改革の具體的計畫の樹立、實施が行われた結果、具體的計畫およびその實施の仕方について、委員、補助員、推進委員の發言の影響を強くうけるに至つたのである。それ故、各部落毎に各委員の性格の相異が農地改革實施の上に多大の影響を與え、相異つた結果を各部落毎に生じることである。

さて、右の「農地改革推進委員」は既にその母體を第二次大戰中全國農業會指導部が中心となり、戦時食糧確保、奨励指導等を目的とし、全國的に組織せられた團體の中に持つており、それが戦後再編成せられたものである。

この推進委員會の主たる目的は農地改革の意義の徹底、實施要領の農民への宣傳等の「啓蒙宣傳運動」にあつた。しかしながら、本村においては、この推進委員は單に啓蒙宣傳活動に止まることなく、農地委員會の指導の下に、村農地委員會の各部落下部組織としての意義が附與され、農地改革の樹立實施、土地一筆調査、地力調査等の上に實質的な活動の中心を形成するに至つたのである。各部落はその大小に應じ一〇—二〇名の推進委員を選定したのである。

が、その選定方法は各部落區々であつて、部落總會にて選舉形式を取り選出した部落(片岡)、五世帯にたいし一名の割合で推薦にて選出した部落(廣川)、一部の入々、特に農地委員、補助員、有力者(地主)の推薦の形式にて選出した部落(大久保、川前等)があつた。この選出方法如何により、推進委員の性格、事務處理上に各部落毎にかなり甚しい相異をみるに至つたのである。

(2) 農地の買収および賣渡

省 略

三 改革過程の諸問題

——地主的抵抗の諸形態——

(1) 概観

本村における農地改革の過程において第一にあげねばならぬ問題は今次の農地改革を機として廣川、片岡兩部落において農地の交換分合を完成したことである。兩部落における農地の交換分合はすでに戦時中にその緒についていたのであるが、今次の改革の過程において、兩部落各々異つた仕方ではあるが、農地の交換分合を計畫、實施、完成したのである。この農地の交換分合を完成せしめるに至つた廣川および片岡の背後には長い兩部落における歴史と社會的事情があつたのである。

第二にあげねばならぬことは農地改革の過程において生じた地主層の動向の問題、すなわち農地改革にたいして地主的抵抗の問題が本村に起つたということである。

戦後における地主制の變貌

戦後農地改革の實施が日程にのぼりはじめると早くも地主層は地主制の廢絶——自己の社會的經濟的生命的基礎の廢絶——に對してあらゆる機會をつかみ、あらゆる手段を利用して反動的な攻勢を展開して來たのであつて、地主貸付地・小作地の低額解放、物納小作料金納化の負擔は地主經濟にとつて致命的な打撃なのである。かくて、地主層は地主自身の飯米獲得、小作地強制解放回避、小作料金納化回避のために第一に地主貸付地・小作地の引上げを行うに至つたのである。

本村においても農地改革の實施が日程にのりはじめると早くも地主の土地取上げ件數、それを機とする地主・小作人間の紛争件數を増加し、さらに昭和二二年および翌二三年の食糧事情の悪化はこの傾向を増大して行つたのである。地主の土地取上げは當初は自然發生的に地主が各個別々に行動して行われたのであるが、やがて地主は統一した一つの組織(「三和會」と稱す)を通じて土地取上げのみでなく、農地改革の具體的計畫の中に偽裝自作をなし、さらに村政のあらゆる面にまで自己の支配を擴大し、極言すれば、反革命的行動を取るに至つたのである。

地主組織たる三和會とは戦後の農地改革にたいする農民運動の壓力に對抗して、地主制の維持されていた南・北兩金目の地主有志一〇—一五名によつて構成された地主組合である。三和會は農地改革の過程において自己の有利なる社會的經濟的地位を利用し寄生地主的土地所有制の温存のための反革命的行動の中心となつたのである。北金目の大久保、南金目の川前における農地改革の過程において最もあらわな型で、地主の偽裝自作、農地賣渡における不正、不當土地取上げ、劣等地への代替、が行われたのである。

以下本村における土地取上げと川前、大久保兩部落における農地改革過程上の地主抵抗の紛争を取り上げる。

(2) 土地取上げ

地主的抵抗の最も一般的な型は、貸付地・小作地の取上げ、返還請求である。これにより自己の保有する耕地を増大し、以て小作地買収、物納小作料金納化より來る犠牲を最小限にし、出來うれば地主制の維持を企圖していたのである。地主の小作地取上げには種々の理由が附せられるが、程度の軽いものは當事者間の談合の上で解決をみるが、地主の土地取上げに對しそれに應ぜず紛争に入るものが多い。農地委員會の極めて重要な仕事の一つにこの取上げ解決の問題がある。

昭和二〇年十一月二三日以後において發生した耕作權移動問題處理の總數は申告書五八通、七五件(内四は重複)、(昭和二二年五月三〇日第七回農地委員會議決まで)である。農地委員會において審議した結果を、審議結果別に整理してみると、以下の如くなる。第一に、土地取上げ解決に關する事項であるが、農地取上げ解決申告書を委員會において受領し審議した總數は昭和二〇年十一月二三日以後昭和二二年五月三〇日第七回農地委員會議決までで申告書四〇通、五一件(内三は重複)である。これを審議結果よりして、委員會において如何なる解決をみるに至つたかをみると、

(イ) 地主の自作を相當とみとめたもの、
申告書十通、十件(内一件重複)。地主の自作を相當とみとめられ、地主の土地取上げが成功している。十件に參與した地主數七人、小作人數九人である。農地は田一・〇九町である。内一件は昭和二三年より自作をみとむという條件がふさげられている。

(ロ) 合意解約成立し、取下げたるもの、
申告書六通、一六件。地主・小作人間において合意解約が成立し、取上げ解決に關する申告が取下げられたもの。關係地主數二一名、關係小作人數一五名である。關係土地面積は田〇・九四二〇町、畑〇・六二〇六町で合計一・五六

二六町である。

(ハ) 耕作權を復活せるもの

申告書、二一通、二二件(内二件は重複)。土地取上げ解決申請について、審議の結果、小作人が耕作權を復活したものである。關係地主數一八名、小作人數二一名、關係土地面積田一・七八〇九町、畑〇・四一〇六町、合計二・一九一五町である。右の中無條件にて關係土地の耕作權を復活したものは一八件であり、代替地を提供して耕作權を復活したもの二件、關係土地の半分の耕作權を復活したもの一件、來年度より耕作權を復活しうるもの一件、合計二二件となつてゐる。

(ニ) 地主より代替地の提供を約して地主の自作を承認したもの、

申告書三通、三件。地主より替地を提供して地主の自作をみとめられたものであつて、中一件は地主が他の小作人の土地を替地にあて地主の自作がみとめられている。

第二に、返還申請の部であるが、これも右と同一期間において、總數二一件であつて第七回農地委員會までにおいて次回保留となつたもの申告書一八通、二十件(内一は重複)がある。

イ 地主の自作を相當とみとめたるもの、

審議の結果、地主の自作を相當とみとめたるもの。申告書二通、二件で、關係地主二名、關係小作人三名、田〇・一二七町、畑〇・〇五〇五町、合計一・〇七〇二町である。

ロ 合意解約成立し、取下げたるもの、

申告書二通、三件。關係地主二名、小作人二名、田〇・〇六二〇町、畑〇・〇八〇六町、計〇・一四二六町である。

ハ 耕作權を復活せるもの、

申告書八通、十件(内一件重複)。全地の耕作權を復活せるもの九件で、一件は田〇・二三二〇町の中三畝を地主にかえし、他について耕作權を復活している。

ニ 地主より代替地の提供を約して承認せるもの

申告書一通、一件。關係地主、小作人各々一、畑一四・〇四反である。

ホ 保留 五件。

第三に、土地使用目的變更の審議二件、目的は宅地、田〇・一五二三町、要研究として保留(第五回農地委員會)。歸農承認、分家承認、の審議三件、所有權承認一件、農地境界確認一件で合計五件。委任二任は二件。保留三件。

(3) 川前部落の場合

南金目の川前部落は改革前において農家戸數七〇戸であつて、自小作別農家戸數をみると地主自作八戸、自作二二戸、自小作一〇戸、小自作九戸、小作三一戸の部落である。五一〇町歩の地主二名、三一五町歩の地主二名の居る地主的勢力の強い部落であつて、農家戸數中小作、小自作の合計の占める率は五七・一%である。

既にふれた如く地主組合たる三和會はこの部落にその指導的人物を存している。三和會の成立は昭和二年一〇月であつて、地主勢力濫存を直接の目的とし、B・M氏を會長にその構成メンバーは南・北金目の地主層に多く、一〇一・二〇名である。農民組合の農地改革にたいする運動に直接對抗して結成されたものである。

既に農地の買収を一應完了した川前部落において、その賣渡計畫を部落民に發表するに至つて、農地改革途上にお

ける偽裝自作地の存在、部落民および役員間における一部賣渡計畫の利己的な行動が問題となつて紛争をみるに至つたのである。

昭和二三年八月三日附、神奈川県農地部はこの紛争と賣渡計畫の遅延について農地委員長の報告を求めたに對し、K・S農地委員長は報告を縣農地部長宛に送附している。これによれば、農地の賣渡計畫が八月末日迄に完了出来なかつた理由として、(1)地主組織(三和會)の計畫的脱法行爲、すなわち不法取上げと偽裝自作、(2)農地の交換分の諒解の二つをあげている。

川前における農地委員は地主代表であるM・I氏である。M・I氏は三和會の有力なるメンバーの一員である。本部落の推進委員は、主として農地委員の指導下にある人々であつて、かくして成立した川前部落の農地買収—賣渡計畫樹立・實施の當面の責任者は極めて地主的性格が強く、三和會の別働隊たる觀を呈するに至つたのである。

農地買収計畫樹立以前部落内の一筆調査を實施せる際、一部地主は小作人と示談にて小作地を地主の自作地である小作人をして承認せしめ、約十名の地主にて四町三反餘歩の偽裝自作を行つたのである。買収の過程においては小作人側は、一應自作地の形を取りたるも、改革後耕作權は自己のもとに残るものと判断したため問題とならず、承認するに至つたのであるが、然るに賣渡計畫が一度部落民に發表された時、發表された賣渡計畫によると川前のみにて小作人は一人宛一〇—三〇%の耕作地が減少しており、しかも小作人には耕作權が存在しないことが示されていたのである。すなわち、四町三反餘の耕作地は小作人側より減少し、地主自作の一部の人々に賣渡しが行われているのである。例えば、

I地主の場合、

改革前作付面積 約七反歩

賣渡計畫による、 約一町七反歩。

M地主の場合、

改革前作付面積 約四反歩

賣渡計畫による、 約一町三反歩。

にみられる如く、この事實は小作人側の憤激を買い、この賣渡計畫の撤廢、不正賣渡、偽裝自作の徹底的撤廢を要求するに至つたのである。

此の紛争事件は農地委員會においても(昭和二三年五月—一〇月)毎回問題となり、全面的取り上げをみたのであるが、遂に地主・小作人双方の間に妥協調停が成立したのである。農地委員會にたいして、地主勢力の壓力が相對加えられ、偽裝自作、不正賣渡を徹底的に清掃することなくして、地主側の過度の要求を一部撤廢せしめ、偽裝自作の追加買収の決定をみたのである。追加買収決定面積は四・一二二九町である。

(4) 大久保の場合、

北金目の一部落たる大久保はすでに述べた如く改革前昭和二二年二月一日における農家戸數は三三戸であつて、それを範疇別に區分すれば地主自作五戸、自作三戸、自小作七戸、小自作九戸、小作九戸である。而して大久保は村内第一の大地主たるT・M氏(一〇—一五〇町歩地主)をはじめ五—一〇町歩地主一名、三—五町歩地主二名計五名の大、中地主が改革前までその土地所有を維持して居た點においていちぢるしい特長を有していたのであつた。

小作および小自作の本部落における農家戸數にたいする比率は五四・六%である。

本部落における經營規模であるが二―三町歩の大經營にぞくするもの二戸、一―二町歩の中堅農は一八戸で全體の五四・五%を占め、〇・五―一町歩は七戸、五反未満の零細農家は六戸である。而して、大經營にぞくする二戸の中一は地主自作であり、他は自小作である。

右の如き構成を有する大久保は南・北金目において最も地主制が強く残存していた部落であつて、それは改革前における地主―小作との關係の中に多分に舊き關係を残存していた點にもうかがえるのである。

大久保における農地改革はその具體的計畫樹立と實施を農地委員(自作代表―I・S氏)と補助委員および農地改革推進委員にゆだねたのである。農地委員の選出にあつて地主制の最も強く残存していた大久保に自作代表委員の選定が依屬せられたのは村内第一の地主たるT・M氏は現在村長の職にあり、地主代表として適當な人物をかくとみなされたからであつて、そこで大久保より自作代表が選出せられたのである。自作代表たるI・S氏は現在土木請負業者として自動車二、ダフト一、人夫三十名位使用せる部落内において戦後特に有力となつて來た人物であつて、同氏の農地委員の選出以後、推進委員に同氏と比較的關連の深い人物が選定せられたのである。而して、I・S氏は土建業者であるとともに南・北金目を中心として結成されていた地主組織たる三和會の一構成員であつて、三和會メンバーと常に連絡が保たれつゝ、村會および農地委員會において特に農地改革實施の上の問題を惹起したのである。

農地買収計畫發表においては川前の場合と同様、何等疑議が生じなかつたのであるが、農地賣渡計畫發表と共に部落民の一部の中に強力なる反對者を生むに至つたのである。この農地賣渡に關し農地委員會もその重要性にかんがみ役員派と反對派との間に申合せ事項を作製、協定をなさんとするも果さず、遂に會長の指令の發行となりたるも果さ

ず、一應諒解事項の成立をみたのであつたが、これも又實行にまで至らなかつたのである。これは第一に委員側において村内地主たるT・Y、Y・Y、Y・K、R・Yの四氏の不當取上げ面積のある事を指摘し、その追加買収を決定したこと、第二にこゝに指摘された人々が農地委員I・S氏にたいし資格問題(自作)と二反歩の土地取上げ返還をせまつたこと、さらに委員の中に同様不正の土地受領をばくろし買上げを行わしめるに至つたこと、――こゝで委員會がこの土地買収を決定したのであるがその通り實行されるに至つていないのであつて、即ち、委員會決定の案と實際の土地買収との間には大きな差異があつて、追加買収が不徹底であることよりして、役員派と反對的との間に紛争を重ねて行つたのである。

かくの如き経過を以て、一應共に地主的なる性格をもつた兩者すなわち、役員側と反對側との間に不正取上げのばくろ、追加買収の決定、その不履行をめぐつて、舊來より有していた個人的感情、反感と相まつて、兩者のいがみ合にまで發展したのである。一應兩者間は相反する利害が存在しているのであるが、土地取上げ、偽裝自作の點において双方とも同一の立場――地主的立場――にあるものであつて、共に地主の農地改革にたいする抵抗の現れの一つとして取ることが出来るのである。たゞ直接役員側となり、他の地主の不正バクろに努力したこと、そして自らもその農地賣渡において相當量の土地を入手したこと、それにたいする反對派の地主側との紛争の形が一層この紛争を複雑にしたものである。

四 農地改革の諸結果と地主制の變貌

(1) 階層構成の變化

戦後における地主制の變貌

われわれは以上によつて、金目村の農地改革の過程を検討し、その推移とその過程において發生した諸問題中特に地主的抵抗の問題を南・北金目についてあきらかにして來たのである。こゝで全農地改革によつてもたらされた諸結果を整理考察して結論としたい。

果を整理考察して結論としたい。

今次の農地改革を通じて村全體はどう

變つたか、特に地主制は如何なる變貌を

とげるに至つたか。農民は眞に解放せら

れて新しい發展の途についたか。

まず第一に主として農村の階層構成の

上に現われて來た諸變化をこゝで探究す

る。自小作別の變化を全村についてみる

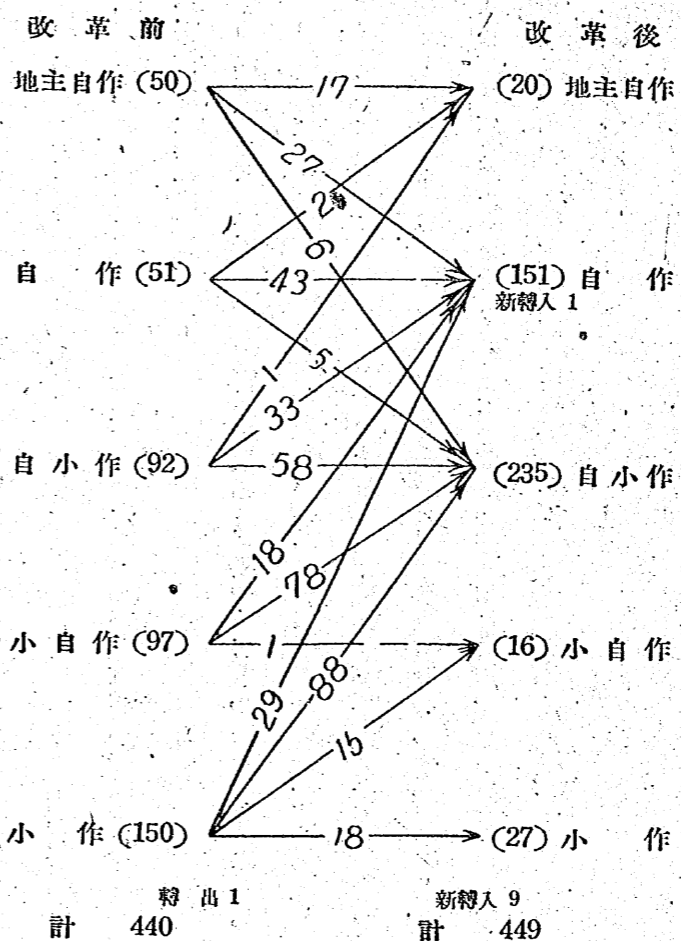
と改革前と改革後において上表の如き

對比をうる。それによれば、改革前一

・四・五〇戸を占めて居た地主自作層は

四・五〇戸に減少しているが、いま

金目村、自小作別農家戸數變化表



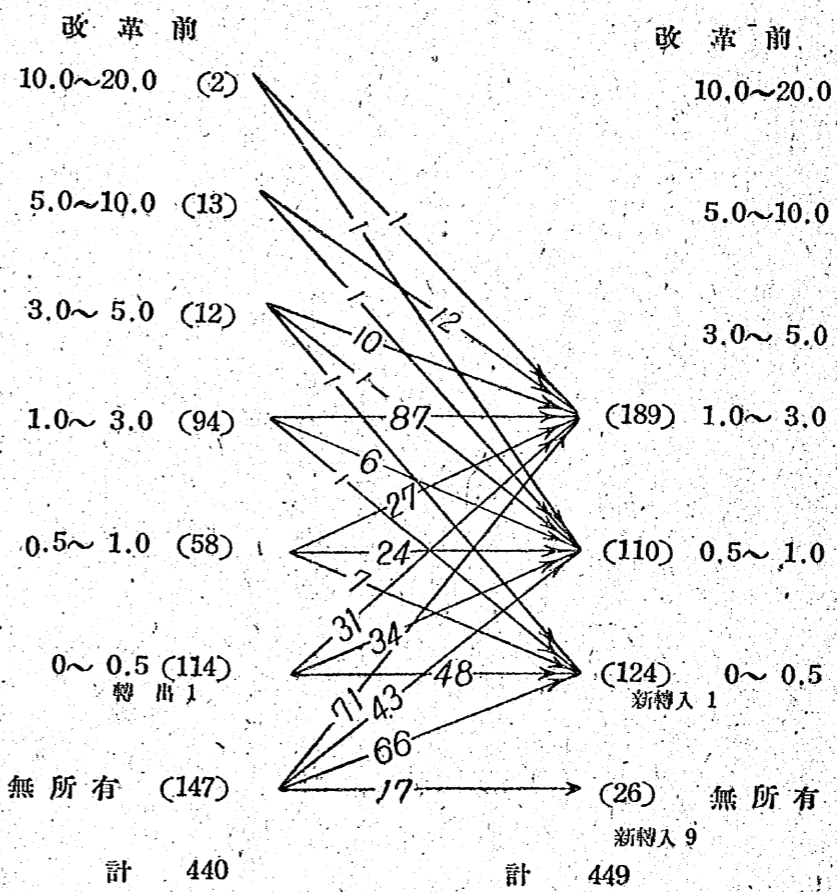
だ絶無にはなつて居ない。全農家戸數中歴史的な比率において存在した小作および小自作(兩者の合計は五六・二%)は急速に減少し、わずか九・六%を占めるにすぎなくなつた。これに反し、自作および小自作は改革前一・五%、二〇・九%、計三二・四%であつたものがそれぞれ三三・六%、五二・三%計八五・九%と激増している。しかし乍

ら、未だ地主の残存と小作の残存との對抗關係は皆無となつたのではなくして、その比率においても改革前に比して比較にならぬ程減少したとはいへ、依然として全農家戸數の六一・九%は何等かの借入地を有し、小作に従事しているのである。右の變化をさらに階層別にみると、改革前における地主自作五〇戸の中依然として地主自作であるもの一七戸、二七戸は自作に、六戸は自小作に分解している。改革前における自作五一戸はその中二戸は地主自作に、四三戸の大部分は依然として自作であり、五戸はあらたに借入地を得て自小作となつて居るが、その借入地はともに一反餘の零細である。改革前の自小作九二戸の中一戸は地主自作、三三戸は自作、五八戸は依然として自小作である。改革前の小自作九七戸は自作、八八戸は自小作、一五戸は小自作、一八戸は小作に分解している。かゝる變化の結果改革後においては地主自作は地主自作より一七戸、自作より二戸、小自作より一戸より構成され二〇戸である。以下、自作は地主自作より二七戸、自作より四三戸、小自作より三三戸、小自作一八戸、小作より二九戸、あらたに轉入一戸で合計一五二戸。小自作は地主自作より六戸、自作より五戸、小自作より五八戸、小自作より七八戸、戸小作より八八戸で合計二三五戸。かくて自小作層は改革後最も高い比率を有する階層を形成したのである。小自作は小自作より一戸、小作より一五戸で合計一六戸。依然として小作なるもの一八戸、新轉入九で合計二七戸である。

第二に所有規模別の變化をみると、改革前と後とにおいて次表の如き對比であつて、これによれば、改革前において存在していた三町歩以上の土地所有者二七戸(六・一%)は改革後において全部消滅している。一應農地改革が所期の目的を達成し得た所以である。改革後において歴史的多数(四一・七%)を占めるに至つた一三町歩の土地所有者は一八九戸である。改革前における無所有者(三三・九%)は急速に減少し、改革後はわずかに五・八%、二六戸であ

戦後における地主制の變貌

金目村、所有規模別農家戸數變化表 (單位:町)



り、他は何等かの土地所有者に轉化したのであり、改革後の無所有者は主として飯米獲得のために五反未満の小作經營を営む兼業農家である。〇〇・五町歩の零細土地所有者は改革前後においてほぼ相等的な比率を示している。

改革前における三町歩以上の土地所有者二七戸は農地改革を通じ貸付地および自己所有地を減少し、一―三町歩層の土地所有者になつたもの二三戸、〇・五―一町歩層へ三戸、五反未満層へ一戸、にそれぞれ分解している。かくて地主層は本來の土地所有を急速に減少し、社會經濟的基礎において著しい打撃をうけたのである。改革前―三町歩層の土地所有者九四戸はそのまゝ同一の土地所有を保つたもの八七戸、〇・五―一町歩層へ移つたもの六戸、五反未満層に入つたもの一戸である。〇・五―一町歩層の土地所有者五八戸は一―三町歩層に増加したものと二七戸、依然として同一の土地所有をつづけているものと二四戸、五反未満層に減少したものと七戸である。五反未満過少零細土

地所有者二四戸は一―三町歩層へと土地所有を増加したものと三二戸、〇・五―一町歩層へ三四戸、四八戸は同一の規模の土地所有を行つてゐる。改革前無所有者一四七戸は何等かの土地所有を獲得したのであつて依然として無所有者はわずかに一七戸である。一―三町歩層に二二戸、〇・五―一町歩層に四三戸、五反未満層に六六戸で土地所有者となつて移行してゐる。

かくて、改革後において三町歩以上の大中土地所有者は全く一掃され、一―三町歩層は各階層より土地所有を減少(一三戸)、移行(一八七戸)、あるいは増加(七九戸)して來て合計一八九戸を數え、全農家の四二・一%を占めるに至つたのである。而して、この層の中に貸付地七反歩以上を保有する地主自作は二〇であつて、この改革の過程を通じて地主制はいちぢるしくその變貌をとげたことが認識出来るのである。〇・五―一町歩層の土地所有者は改革により減少(九戸)、移行(二四戸)あるいは増加(七七戸)して來て合計一一〇戸を數えるに至つた。五反未満の過少零細土地所有者は一二四戸で、改革により減少(八戸)移行(四八戸)、あるいは増加(六六戸)して來てゐる。無所有者は二六戸である。

第三に經營規模別について改革前後の農家戸數の變化をみれば、改革前における二―三町歩の大經營九戸は同一規模の經營を維持してゐるもの二戸、七戸は一―二町歩の經營に縮小してゐる。一―二町歩經營規模農家一九一戸の中三戸は耕地を増加し二―三町歩層へ、二二戸は減少して〇・五―一町歩層へ、残りは依然として一―二町歩の經營規模を維持してゐる(一七六戸)。〇・五―一町歩の經營者九九戸の中經營規模を増加したもの一五戸、縮小したものと七戸、同一規模のもの七七戸である。五反未満の過少零細經營の農家數一四一戸の中耕地を増大し得たもの一―二町歩層へ一戸、〇・五―一町歩層へ二二戸、一二七〇戸は依然として五反未満の零細經營を営んでゐる。

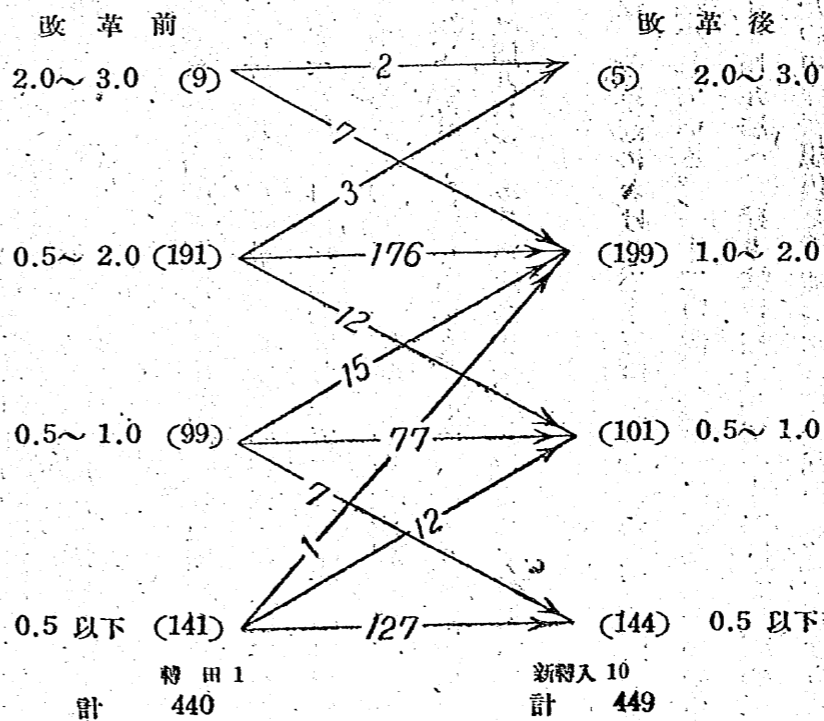
戦後における地主制の變貌

かくして、我國農業の零細性の廢絶は今次の農地改革の直接の目標ではあり得なかつたのであるが、耕地の零細性と分散性の問題は將來の問題として残されるに至つたのである。

(2) むすび

農地改革の具體的展開を通じてそこに多くの問題をもたらしたのであるが、農地改革所期の目的の如く日本の半封建的寄生地的土地所有制を、その過程において如何なる改革運動を試みようとも、根本的に廢絶したものであるといつて過言ではない。特殊な場合を除き、一般的に云つて、農地の解放と高額物納小作料の金納化の實施は地主制に決定的な打撃を與えたのであつて、こゝで我國の地主制は一大變貌をとげたのである。小作より解放され一度自作化せられた農家經濟は供出、米價、税金、インフレーション、シェードレの諸條件の下に、農地の零細性を克服し得なかつたまゝに、益々破綻に陥れ入れられつゝある。とまれ、再び地主制の復活は無いまでも、一度形成せられた農地改革の成果が充分伸張し得ずして、益々深刻する問題の將來が豫想されるのである。

金目村 經營規模農家戸數變化表 (單位 戸)



ハロルド・ラスキー『現代革命の省察』
(Harold J. Laski; Reflections on the Revolution of our Time, 1943.) を讀む

飯田 鼎

私は正直である。そして私が死なないう前に人間らしい世界を見たいとねがつてゐる。——ラスキー——

かじつシムニー・ウェブ(Sidney Webb)の『ランダムスクールに誇るべきものが一』にある。それはハロルド・ラスキーを有することである』と語つたそりであるが、ラスキーこそは英國労働黨の理論的指導者として、その識見の高邁なることにおいて、その知識の該博なることにおいて稀に見る俊才であつた。年わかして主權否定の研究に異常な興味を抱き、いわゆる多元的國家論者として、メートランド(F. W. Maitland)・フイギース(J. N. Figgis)の遺跡を以て、シー・ディー・エイチ・コール(G. D. H. Cole)とともに多元的國家論を主

ハロルド・ラスキー「現代革命の省察」を讀む

張し、國家のみに唯一絶對の人格を認めることに反對し國家を神秘の世界から引き下して俗世の生活に投じ、それ自身獨立の目的と職能と生命とを有する點においては、國家といえども教會・大學・組合等の部分社會と同一視するべきことを絶叫したことは余りにも有名である。そして多くの著書において、個人の自由を強調し、國家からの個人の解放を説く點においては、英國傳來の自由主義的政治學者であるにも拘わらず、マルクス主義に對して極めて同情的である點において特種な立場をとり、二十世紀英國思想史上に比類なき異彩を放つてゐる。彼がマルクス主義にどの程度同情的であつたかは、一九二七年の共產主義論(Communism, 1927)以來、「危機にある民主主義」(Democracy in Crisis, 1933)「理論と實踐における國家」(The State in Theory and Practice, 1935)「ヨーロッパ自由主義の興起」(The Rise of European Liberalism, 1936)と矢次早に發刊された主な著作が、極めて批判的でありながらも、しかもなお多かれ少なかれ、マルクス主義國家觀、乃至は唯物史觀をその根底に藏していたという周知の事實によつて明らかであらう。

英國的自由主義——しかもその背後に横たわるものは、ほかならぬジェレミー・ベンサム功利主義であるが——が英國労働黨のイデオロギーの少くとも重要な一要素であることを思う